

# 令和4年度道明寺駅周辺整備予備設計等業務特記仕様書

## 第1章 総 則

### 第1条（適用範囲）

本仕様書は、藤井寺市（以下「発注者」という。）が実施する「令和4年度道明寺駅周辺整備予備設計等業務」（以下、「本業務」という。）に関して必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定めたものである。なお、本仕様書に記載なき事項については、「測量、調査及び設計業務等委託必携（大阪府都市整備部）」の共通仕様書によるものとする。

### 第2条（通則）

本業務の履行にあたり、本仕様書のほか、業務委託契約書及びその他諸法令・諸法規を遵守して、業務の円滑な進捗を図るものとする。

### 第3条（目的）

現在、道明寺駅周辺地区では、平成29年3月に改定された都市計画マスタープランにおける、「歴史を感じられる駅前空間のまちづくり」「安心・快適に歩けるまちづくり」などの方針に基づき、道明寺の特性を活かした魅力あるまちづくりに取り組んでいる。

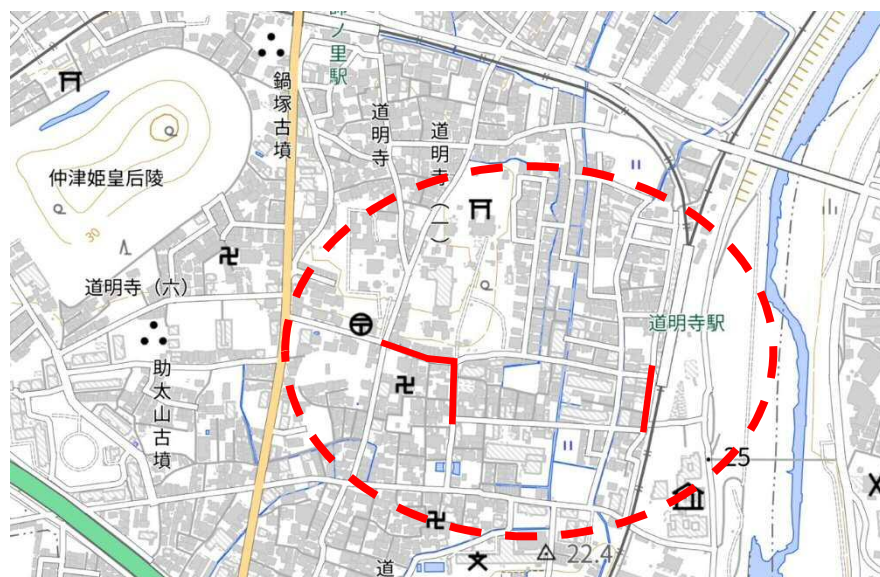
令和2年度には道明寺駅周辺の整備内容の検討を目的とした道明寺駅周辺まち整備協議会が設立され、勉強会等を開催し、令和3年度に道明寺駅周辺整備基本構想（以下「基本構想」という。）が策定された。

本業務は、基本構想を踏まえ、整備内容を道明寺駅周辺まち整備協議会を中心とした地域住民等とともに検討し、基本構想に基づく事業化検討及び道明寺駅前、道明寺天満宮前道路の予備設計等を行うものである。

### 第4条（履行場所）

本業務は、道明寺駅周辺地区（下図参照）を対象とする。

- ・ 藤井寺市道明寺1丁目地内外



## 第5条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和5年3月24日（金）までとする。

## 第6条（準拠する法令等）

本業務は、本仕様書及び下記関係基準等に基づき実施するものとし、これ以外の基準等を用いる場合は監督職員の承諾を得るものとし、業務実施中に基準の改定等が実施された場合は適用の可否について監督職員と協議を行うものとする。

- ・第五次藤井寺市総合計画 後期基本計画（令和2年4月）
- ・藤井寺市景観計画（平成27年7月）
- ・藤井寺市公共施設景観ガイドライン（平成28年4月）
- ・藤井寺市道路景観整備方針（平成31年2月）
- ・第2期藤井寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）
- ・藤井寺市都市計画マスタープラン（平成29年3月）
- ・藤井寺市SDGs取組方針（令和2年9月）
- ・道明寺駅周辺整備基本構想（令和4年3月）

## 第7条（疑義）

本仕様書に定める事項については、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本市、受注者協議の上これを定める。

## 第8条（資料の貸与）

本業務に必要な資料のうち発注者が所有するものについては貸与するが、受注者は貸与資料について責任をもって管理し、業務終了後速やかに返却しなければならない。

## 第9条（成果品の検査）

本業務が完成した際には、その成果品について本市の検査を受けなければならない。これに不備等があった場合は、指定期日までに修正の上、再度納品するものとする。

## 第10条（情報管理及び情報保護対策）

本業務で取り扱う情報については、個人情報をはじめ、発注者より貸与された如何なる資料及び情報も適正に管理しなければならない。業務終了後においても同様とする。

# 第2章 業務内容

## 第11条（事業検討のための調査等）

基本構想に位置付けられた各整備事業案の実現化に向け必要となる現況調査や、事例調査、関係者へのヒアリング等を実施し、課題整理を行う。

- ・道路整備の類似事例調査
- ・道路や軒先、建築物等の利用等に関する現況調査

- ・まちなみ形成等の事例調査
- ・活用可能な事業メニュー等の整理 など

#### 第12条（事業検討）

地域の観光振興・まちづくりとして進めていくべき事業等の調査・検討を行い、協議会の検討に向けた検討材料・提案資料を作成する。

- ・道路空間の適切な維持管理
- ・軒先やポケットスペースの活用
- ・案内板等による回遊性向上
- ・まちなみ景観の誘導やルール等の検討
- ・歴史的な古民家等の活用・リノベーション など

#### 第13条（道路予備設計）

基本構想を踏まえ、整備対象路線の道路予備設計（L=0.25km）を行う。なお、設計においては車歩道の幅員構成・工法・材質のほか、既整備案内板の配置、夜間景観など景観整備に関する比較検討を行うものとする。

内容は以下の項目について行うものとし、協議会や道路管理者等関係者との調整を踏まえるものとする。

- (1) 設計計画（景観整備に関する比較検討含む）
- (2) 現地踏査
- (3) 小構造物設計
- (4) 照明設計
- (5) 設計図作成（路線図、平面図、標準横断図等）
- (6) 概算工事費算出
- (7) 照査

#### 第14条（地元協議会等との勉強会の運営支援）

基本構想に基づく事業化検討及び予備設計を行うにあたり、道明寺駅周辺まち整備協議会をはじめ、地域住民や事業者を対象とした勉強会やワークショップを5回程度開催するとともに、必要となる地域住民・地域団体や関係課等との協議・調整を支援する。

関係者と道路整備の検討を円滑に進めるため、勉強会に必要な資料や、将来形・デザイン等の理解を促すためのイメージパース等の作成を行うとともに、周知するためのニュース等の作成も行う。（参加者20名程度を想定。参加者への案内は発注者が行う予定。）

#### 第15条（関係機関等との協議・調整支援）

事業化に向けた関係機関（国、大阪府、警察、鉄道事業者、藤井寺市景観審議会等）との協議資料や国庫補助事業に関連する資料及び調査等、作成・実施を行う。

#### 第16条（報告書の作成）

本業務で検討した事項を整理し報告書としてとりまとめるものとする。

#### 第17条（打合せ協議）

打合せは、業務着手時・中間打合せ・成果納入時等、業務の主要な区切りにおいて計5回行うものとするが、疑義が生じた場合は適宜実施するものとし、監督員より求められた場合は速やかに打合せを実施するものとする。協議の際には、打合せ事項を記録簿に取りまとめ、監督職員に提出し相互に確認を行い保管するものとする。

#### 第18条（成果品）

本業務における成果品は次の通りとするが、内容に不備等が発見された場合は発注者の指示に従い必要な処置を受注者の負担において行うものとする。

- ・業務報告書（A4版、ファイル綴じ） 2部
- ・予備設計図面（A3版） 2部
- ・上記成果品の電子データ（CD） 2部
- ・その他発注者が指示するもの

#### 第19条（その他）

本業務を進めるにあたり、関係する基準・ガイドライン・参考図書等については受注者にて積極的に情報収集に努めるものとし、関係機関への問合せについても発注者へ協力を行うものとする。